## 肥料価格高騰対策事業のお申込みを された農業者の皆様へ(保存版)

## 下記の事項を遵守・了承いただくようお願いします。

- ①提出された化学肥料低減計画書の内容の写しをお持ち帰り いただき、5年間保存をお願いします。
- ②虚偽の申請等があった場合は、支援金を返還することが必要となります。
- ③取組実施者(肥料販売店、JA)又は県協議会などから、 低減計画の取組が実施されたか確認のための書類提出依頼 やヒアリングがあるので、御協力いただくことになります。 (R5年度からR6年度に2回実施見込み)
- ④以下の書類は必ず5年間保管(作成保管)をお願いします。 また、求めに応じて提供をお願いします。
  - □支援金対象肥料の支払い関連書類(請求書、領収書等)
  - □低減計画に取り組んだ証拠となる以下の書類
    - \*選択された低減取組により必要書類が異なります。
  - ・資材の購入書類(請求書、領収書)
  - ・作業記録 (施肥記録、写真)
  - ・土壌診断や葉色診断の結果と対応がわかる資料
  - ・その他取り組んだことが分かる書類

お問い合わせ先

海草振興局農業水産振興課 那賀振興局農業水産振興課 伊都振興局農業水産振興課 有田振興局農業水産振興課 日高振興局農業水産振興課 西牟婁振興局農業水産振興課 東牟婁振興局農業水産振興課 和歌山県農業環境・鳥獣害対策室 T E L 0 7 3 - 4 4 1 - 3 3 8 2 T E L 0 7 3 6 - 6 1 - 0 0 2 5

T E L 0 7 3 6 - 3 3 - 4 9 3 0

TEL0737-64-1273

TEL0738-24-2926 TEL0739-22-1443

TEL0735-21-9632

TEL073-441-2905